

※オンライン申請等の割引について別途調整中

No.	手数料名	要件等	所管部課	原価(円) ①+②	【参考】	【参考】	改正 事務局案	改正有無	改正額	改正有無や改正額の考え方 (別添資料でも可)
					現行手数料 (円)	根拠法令等				
1	戸籍謄本抄本交付手数料	戸籍法	市民生活部	市民課	601	450	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(8)	×	×	左記政令で定められており改正不可
2	除籍謄本抄本交付手数料	戸籍法	市民生活部	市民課	719	750	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(8)	×	×	左記政令で定められており改正不可
3	戸籍記載事項証明交付手数料	戸籍法	市民生活部	市民課	363	350	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(8)	×	×	左記政令で定められており改正不可
4	除籍記載事項証明交付手数料	戸籍法	市民生活部	市民課	359	450	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(8)	×	×	左記政令で定められており改正不可
5-1	戸籍届出申請受理証明交付手数料	戸籍法	市民生活部	市民課	601	350	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(8)	×	×	左記政令で定められており改正不可
5-2		上質紙 戸籍法	市民生活部	市民課	597	1,400	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(8)	×	×	左記政令で定められており改正不可
6	戸籍閲覧事務手数料	戸籍法	市民生活部	市民課	478	350	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(8)	×	×	左記政令で定められており改正不可
7	臨時運行許可申請手数料	道路運送車両法	市民生活部	市民課	838	750	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(45)	×	×	左記政令で定められており改正不可
8	優良宅地造成認定申請手数料		都市整備部	都市政策課	0	86,000	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イほか	×	×	
9-1	優良住宅新築認定申請手数料	100㎡以下	都市整備部	都市政策課	0	6,200	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロほか	×	×	
9-2		100㎡超～500㎡以下	都市整備部	都市政策課	0	8,600	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロほか	×	×	
9-3		500㎡超～2,000㎡以下	都市整備部	都市政策課	0	13,000	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロほか	×	×	
9-4		2,000㎡超～10,000㎡以下	都市整備部	都市政策課	0	35,000	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロほか	×	×	
9-5		10,000㎡超～	都市整備部	都市政策課	0	43,000	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロほか	×	×	
10	住宅用家屋証明申請手数料		市民生活部	税務課	640	1,300	朝来市手数料徴収条例	×	○	600 原価のとおり現行手数料を減額する。
11-1	屋外広告物許可申請手数料	はり紙・はり札	都市整備部	都市政策課	2,239	300	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-2		看板並びに広告板及び 広告塔(5㎡未満)	都市整備部	都市政策課	2,239	1,000	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-3		看板並びに広告板及び 広告塔(5㎡以上～10 ㎡未満)	都市整備部	都市政策課	2,239	2,000	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-4		看板並びに広告板及び 広告塔(10㎡以上)	都市整備部	都市政策課	2,239	3,000	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-5		看板並びに広告板及び 広告塔(15㎡以上)	都市整備部	都市政策課	2,239	10㎡3,000 5㎡@1,000	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-6		アーチによるもの	都市整備部	都市政策課	2,239	4,000	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-7		宣伝車	都市整備部	都市政策課	2,239	2,000	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-8		アドバルーン	都市整備部	都市政策課	2,239	800	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-9		電柱・街灯利用広告物	都市整備部	都市政策課	2,239	300	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-10		標識利用広告物	都市整備部	都市政策課	2,239	300	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-11		車体利用広告物	都市整備部	都市政策課	2,239	300	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-12		広告幕	都市整備部	都市政策課	2,239	300	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-13		立看板	都市整備部	都市政策課	2,239	300	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-14		のぼり・旗	都市整備部	都市政策課	2,239	300	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
11-15		その他の広告物	都市整備部	都市政策課	2,239	300	兵庫県屋外広告物条例	×	×	
12	鳥獣飼養登録票交付等手数料		産業振興部	農林振興課	3,783	3,400	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	×	×	廃止前の地方公共団体手数料令による標準額のため
13	犬登録手数料		市民生活部	市民課	3,884	3,000	狂犬病予防法(第4条第2項)	△	×	但馬管内で統一する方針であるため改正しない
14	犬狂犬病予防注射済票交付手数料		市民生活部	市民課	861	550	狂犬病予防法(第5条第2項)	△	×	但馬管内で統一する方針であるため改正しない
15	犬鑑札再交付手数料		市民生活部	市民課	617	1,600	狂犬病予防法施行令(第1条の2)	△	×	但馬管内で統一する方針であるため改正しない
16	犬狂犬病予防注射済票再交付手数料		市民生活部	市民課	617	340	狂犬病予防法施行令(第3条)	△	×	但馬管内で統一する方針であるため改正しない
17	納税証明		市民生活部	税務課	327	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300 原価が300円を超えるが、現行手数料からの増額上限である1.5倍の300円とする。
18	固定資産評価証明		市民生活部	税務課	368	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300 原価が300円を超えるが、現行手数料からの増額上限である1.5倍の300円とする。
19	固定資産課税台帳閲覧		市民生活部	税務課	322	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300 原価が300円を超えるが、現行手数料からの増額上限である1.5倍の300円とする。
20	固定資産課税台帳記載事項証明		市民生活部	税務課	363	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300 原価が300円を超えるが、現行手数料からの増額上限である1.5倍の300円とする。
21	市税、資料に基づく諸証明		市民生活部	税務課	327	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300 原価が300円を超えるが、現行手数料からの増額上限である1.5倍の300円とする。

No.	手数料名	要件等	所管部課		原価(円) ①+②	【参考】	【参考】	改正 事務局案	改正有無	改正額	改正有無や改正額の考え方 (別添資料でも可)
						現行手数料 (円)	根拠法令等				
22	印鑑証明		市民生活部	市民課	366	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300	
23	認可地縁団体印鑑証明		企画総務部	総務課	0	200	朝来市手数料徴収条例	×	○	300	印鑑証明手数料と同額(所管は市民協働課へ移管)
24	身分証明		市民生活部	市民課	363	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300	
25	埋火葬証明		市民生活部	市民課	0	200	朝来市手数料徴収条例	×	○	300	
26	被害証明		危機管理部	防災安全課	0	200	朝来市手数料徴収条例	×	○	削除	被害証明書は発行実績が無く、被害証明書に代わる罹災届出証明書を発行している。罹災届出証明書は、手数料条例第4条第2項の規定により、手数料は徴収していない。よって被害証明については手数料徴収条例から削除する。
27	非農地証明		農業委員会事務局		291	200	朝来市手数料徴収条例	×	○	300	現行手数料からの増額上限である1.5倍の原価相当300円とする。
28	漂流物、沈没品保管証明		企画総務部	総務課	0	200	朝来市手数料徴収条例	×	○	300	事例なし(他の証明と同額が妥当と考える。)
29	上記以外の諸証明		企画総務部	総務課	0	200	朝来市手数料徴収条例	×	○	300	個別不明(他の証明と同額が妥当と考える。)
30	住民票写し交付		市民生活部	市民課	331	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300	
31	個人番号カード再交付手数料	R3.9月から歳計外	市民生活部	市民課	0	800	行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年4月17日付、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)	△	×		歳計外(デジタル社会形成基本法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(令和3年政令第191号)により、全国一律ではあるが、地方公共団体システム機構との契約による。)
32	戸籍除籍附票写し交付		市民生活部	市民課	363	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300	
33-1	土地情報成果地図等交付手数料	一筆図形	都市整備部	地籍調査課	815	300	朝来市手数料徴収条例	×	×		
33-2		座標値等一覧表	都市整備部	地籍調査課	0	500	朝来市手数料徴収条例	×	×		
34	公簿、図面等公文書閲覧		市民生活部	市民課	362	200	朝来市手数料徴収条例	○	○	300	
35	但馬行政不服審査会主張書面等交付手数料		企画総務部	総務課	0	10	朝来市手数料徴収条例	×	×		但馬広域行政事務組合手数料条例の規定に準ずる
36	し尿収集処理手数料		都市整備部	上下水道課	7,942	基本料530 収集処理0.1m ³ @1,260	朝来市廃棄物処理手数料条例	△	×		
37	浄化槽維持管理手数料		都市整備部	上下水道課	14,350	保守点検2,340~ 清掃3,160~ 汚泥0.1m ³ @1,260~ 雑排水0.1m ³ @1,580 種汚泥1m ³ @10,500	朝来市廃棄物処理手数料条例	△	×		
38	集合処理施設手数料		都市整備部	上下水道課	#DIV/0!	汚泥収集処理 0.1t(m ³)につき 1,630円 汚泥処理 0.1t(m ³)につき 1,020円	朝来市廃棄物処理手数料条例	△	×		
39	埋立てごみ持込処理手数料		市民生活部	市民課	14,181	持込処理 10kg以下(基本料金) 100円 超過する重量が10kg までごとに(超過料金) 100円	朝来市廃棄物処理手数料条例	△	×		南但CLの料金体系と同一